

また、ウェールズ政府のガイドライン提案書（p. 157）では、様々な連携をスムーズに成り立たせるため、「住宅局が単身ホームレス問題に関わる他のエージェンシーとの明確な連絡先を定めるべき」であり、「住宅部局にホームレス担当職員を配置する」としている。連携を作るためにマルティ・エージェンシー・フォーラムは有効であるが、機敏な対応には不適切である。そうしたことがウェールズ政府のガイドライン提案書の上記の言葉にあらわれている。また、野宿解決のための協同事業が、ディベロップメント・ワーカーを雇っている、ウォンジーでシングル・ホームレス職員を雇っている、カーディフでもプロジェクト・マネージャーを雇っている。これらの例から事業実施での即応体制の必要性が推察できる。

他の組織的な連携の方法として「登録制度」や「評価フォーム」なども試みられている。申請者の情報を共有することによって適切な資源や施策との適合を図ろうとしている。

「予防及びモニタリング」は、ホームレス問題において重要な意味を持つ。いかにすばらしい施策が実施されても、ホームレスを生み出している状況を改善しない対処療法であれば、きりが無い。無駄であるし、全ての人々に安心を与えない。人々がホームレスになる前に手を差し伸べ、相談することが人々を自立して生活させ、安心させる基本的な条件である。また、相談業務を行うことによって人々に何が足りないのか、どのような施策を展開すればよいのか、ということが把握できる。こうした「予防とモニタリング」がホームレス政策の中で重要視されている。この施策の概要を（3）の中で示す。

（3）ホームレス施策の概要

施策を明確に分類することは困難であるが、「ホームレスを予防する措置」、「ホームレスを安定的な住居に移行させる措置」、「緊急避難的な手立てを提供する措置」、「施策の点検」に分けられる。

a. 予防

ホームレスを減少させるためには、ホームレスを支援し、ホームレス状態からの脱却を図るとともに新たなホームレスを生み出さないことが重要である。その意味でホームレス予防措置に重点の一つが置かれている。「ホームレス予防措置」とは、情報の提供・相談や家賃・敷金保障などの経済的支援がある。これらの施策が重要なのは、「前提モデル」に基づいた既存施策とホームレスのニーズのギャップを明らかにできることである。つまり、「相談業務」を通してホームレスのニーズを把握し、既存施策とのマッチングを試みることによりギャップが明らかになる。こうした情報が⑤イノベーションを通して施策が改善されれば、ホームレス問題の解決につながる。情報の提供・相談は、1996年住居法で義務付けられた。市民窓口などでの情報提供や相談も可能であるが、カーディフ・ウォンジー・ニューポート・ロンダカノンタフでは、住宅相談所を設置し、対応している。相談業

務の成否は立地で、いかに利用しやすい位置に立地するかがポイントである。上記の 4 自治体は、いずれもアクセスしやすい市街地の中心に立地させている。

カーディフのハウジング・ヘルプ・センター (The Housing Help Centre) には、週に 800 人以上が訪れている。建物内にカーディフ敷金保証委員会 (Cardiff Bond Board), 16・17 歳のためのハウジングオプション事業 (Housing Option project for 16/17 year olds), サポートイド住居企画 (supported accommodation scheme), 家庭内暴力を受けているか恐れのあるマイノリティや黒人女性のためのサービス (a service for women from Black and visibly ethnic minority women who are in receipt or under threat of domestic violence), ボランティア局 (a volunteer bureau) が立地している。最近の成果として、イギリスで最初のカーディフ敷金保証委員会、賃貸借協会 (the Association of Letting and Management Agents (ALMA)) を人種平等会議 (the Race Equality Council) とともに設立、カーディフの B&B 基準、借家人法律支援グループ、セントメロンズ A チーム (The St Mellons 'A' team) (地域コミュニティに金銭的なアドバイスを提供する一人親の自助グループ)、ローン未払い対策、「ビッグイッシュ」の誘致、公営住宅と住宅協会賃貸借権の交換企画、ウェールズ最初のインターネットによる住宅相談、「若者のための住居とホームレスのガイド」の発行、「良い大家のガイドと民間借家人」の発行、ポケットサイズ・ガイドの「カーディフの若者の住居」の発行 などがある (Cardiff County Council)。

ニューポートの住宅相談所は、ナッシュ・ムーブ (NASH MOVE) と呼ばれ、自治体が事務所スペースと機器を提供し、ホームレス支援団体のナッシュ (NASH) が運営している。以前は、同様にホームレス支援団体のクライシス (CRISIS) が運営し、スマート・ムーブと呼ばれていた (Newport, (a))。

ロンドカノンタフでは、ハウジング・アドバイス・センター (Housing Advice Centre) が 1999 年 8 月にオープンし、ワンストップ・ショッピングの役割を目指している。センター内に法律相談 (Legal Advice service surgeries/ 二週間に一回、アウトリーチもあり)、家賃・敷金保証会議が設置され、ソーシャルワーカーへの紹介も行っている。また、センターを訪れることができない者にはアウトリーチ・サービスを提供している (Rhonda Cynon Taff)。

シェルター・カムリが、ウェールズ全体の住宅相談サービスを主に担っている。全ての地域に事務所があるので、シェルター・ラインという 24 時間の電話による住宅に関する情報提供・相談業務を提供している。

新たなホームレスを生み出さないという意味で、経済的問題が生じる前に賃貸借権を維持させる家賃・敷金保証 (Bond scheme) は、重要である。前述しているように住宅相談所がその利用窓口になっている。民間賃貸住宅への居住を助けるため、大家に敷金や家賃の保証を行う制度である (Newport strategy p. 21)。ホームレス予防に大きな役割を果たすと認識されているため、ウェールズ政府も導入を勧めている。しかし、経済問題が生じ、

家賃滞納などを起こした人々には、適用されないと言う問題がある (Bevan, 2000, p. 15)

「居住権支援企画」は、ホームレスでない人々が突然、居住権の危険に襲われた場合に居住権を確保するために支援するサービスである。後述の「再定住サービス」は、住み始めのみ (Newport (b), p. 18) である。

b. 居所の提供

公営住宅、住宅協会住宅、その他 RSL (Registered Social Landlord) の住宅がホームレスの恒久的な住宅として提供される。一時的な居所として B&B (プライバシーなど問題が多く、コストも掛かる) やホステルなどが利用される。これら「モノ」としての居所の提供は、従来型の施策であり、これだけではホームレスの解消にはならない。個々のホームレスのニーズと「前提モデル」とのギャップを埋める施策が必要である。

c. 支援策の提供

「安定的な住居に移行させる措置」とは、住宅があれば生活できるというモデルに対して、住宅だけでは生活を成り立たせることができず、何らかの支援が必要であるという人々に対して、そのギャップを埋める施策である。一時的なホステルなどの居所から安定した恒常的な住居に移行させるための生活技術の指導やフローティング・サポート（後述）などであるが、特別な配慮には高齢者・障害者・学習障害者・精神的な不健康・薬物中毒など様々ある。支援ニーズは、人により異なるので、支援の程度に幅を持たせたスキームが用意される必要がある。例えば、一般的な住居から、経済的保障を加えたもの、身体的・精神的生活に配慮したもの、子ども（妊娠を含む）や老人に配慮したもの、生活技術などを支援するもの、シェア住宅などまで様々なものが考えられる (Swansea (c), p. 11, 14)。

施設に近い居所として「フォイヤー」や「サポーティッド住居」がある。「フォイヤー」は、ホームレスの人々に居所とともに職業訓練を提供し、自立する機会を提供するプロジェクトである。「サポーティッド住居」は、ホステル（食事や調理機器を提供する居住スキーム）よりもプライバシーが提供される居所である。入居は、直接ではなく、計画的になされる。通常、犯罪歴を持つ者、精神健康に問題を抱える者、学習障害者、薬物やアルコールに関わる問題を抱える者などを対象としている (Newport (b), p. 27)。施設的な居所は、収容人数が多いと、ステigmaなどを産みやすく、できるだけ小規模なものが好ましい。

居住開始時のサービスとして「再居住サービス」や「家具スキーム」がある。「再居住サービス」は、ホームレスが住居を確立できるように様々な援助を連携させるサービスである。例えば、「居所を探す」、「家具や器具を手に入れる」、「居所を見る」、「適切な賃貸や給付金の書類を仕上げる」、「電気・ガス・水道などの供給させる」「落ち着くまでの間、援助する」などのサービスを意味する (Newport (b), p. 16)。「家具スキーム」は、居所が確

保できた際に家具や家庭用品の購入を助ける。多くのホームレスは、低収入で給付金を受けていたりする。全ての住宅が必ずしも家具付でないため、低所得者が生活を始める際に困難を感じる。こうした困難を解消するためのスキームである (Newport (b), p. 31)。

居住中のサービスの一例として「フローティング・サービス」がある。これは、建物よりも人に付随するサービスで、サービス受給者が転居しても同じワーカーからサービスを受けられる。受給者の賃借権を維持するのに有効なサービスである。(Newport (b), p. 18) また効率的な資源利用や迅速なマッチングを進めるために障害者に適した居所を登録することが試みられている。

d. 緊急施策の提供

人は住居で暮らすべきで、野宿はあってはならない。ところが、現実には、野宿がある。そこで、野宿者や野宿の恐れを持つ者にホステルなどの居所、デイセンター・ナイト・シェルターなどの施設、炊き出しやアウトリーチなどのサービスを提供する「緊急避難的な手立て」が必要である。

野宿者やホームレス一般に情報を提供する方法として相談拠点に情報を蓄積する方法と野宿者やホームレスに情報を取り出す手掛けりを与える方法がある。後者の方法として「アウトリーチ」や情報をカードにまとめてホームレスにわたす方法がある。「アウトリーチ」は、路上で生活している人々に社会サービスの機会を提供するため、路上に出向いて野宿者の状況を把握し、情報を提供することである。スウォンジーやニューポートで情報をカードにまとめている。「スマート・カード (Swansea, Newport)」は、必要最小限の情報をキャッシュ・カード程度の大きさのカードにまとめたもので、野宿者に渡し、緊急時の連絡先や資源を示し、最後のセーフティ・ネットを構築しようというものである。又、最近インターネットを使った情報の提供も試みられている。駅などにアクセスポイントを設置する方法であるが、利用方法の修得方法などにまだ問題が残っている。

「資源一覧 (Directory of resources)」は、利用可能な資源を一冊の冊子にまとめたもので、必要なサービスを提供する場合の助けになる。また、この利用や作成を通してそれぞれの連携を創る環境が形成される。相談時などに活用する。前述の住宅相談所などで活用される。

「緊急居所」とは、人々が住む場所を失った際に与えられるべき 24 時間、年間を通した居所である。例えば、自治体の窓口を通さず直接ホステルに出向いてその場で入所契約ができるダイレクト・アクセス・ホステル (Newport (b), p. 14) などである。日中の支援拠点として「デイセンター」が、衣服・食事・洗濯機の提供だけでなく、意味ある日常活動を見つけられるように仕向ける重要な役割を持つ。それは、訓練、教育そしてレジャーを含み、既存のコミュニティに溶け込む機会を与える (Newport (b), p. 23)。

e. イノベーション

最後にこれまで述べた施策が効率的に働いているかどうか、改善すべき点は無いかどうか、「施策の点検」がなされる。どのような施策が必要かは、ホームレスの状態を把握する調査が必要である。施策が上手く機能しているかどうかは、毎年や定期的な監査が必要である。そして、数年に一度は、戦略そのものに現状と合わない箇所がないかどうかのレビューがなされなければならない。例示の4地域は、調査が行われ、戦略が立てられ、第一回目の評価が行われようとする時期である。

5. まとめにかえて

イギリスのホームレス施策は対象を限定・選別して実施される。そのため施策や定義が変更されるたびに支援すべき人々が変わる。当初、ホームレス支援策が「家族」中心に、そして「問題」を抱えていない人々を中心に実施された。その結果、最も支援されるべき人々は、単身者で様々な「問題」を抱える人々が中心になった。これは、最初に述べたように施策の前提となるモデルが壊れているのに施策がそれに追随できなかつたことに原因がある。ホームレス問題は施策の前提モデルと現状とのギャップを如何に素早く埋められるかに解決の鍵が隠されている。

問題解決には、ギャップに合った施策が必要である。第一に前提モデルにはない支援を備えた施策が必要である。住居を提供するだけでなく、居住支援を備えたサポートド居住者を支援するフローティング・サポートが必要である。こうしたサポートを居住者の状況に合わせて、様々な程度のサポートが用意されなければならない。第二に、そのためにギャップの把握が必要である。ホームレスを予防するための相談、情報提供や調査を通して既存施策とホームレスのニーズのギャップを把握することが重要である。常に変化するホームレスのニーズと既存施策のギャップを把握し、それに施策を対応させなければならないからである。第三に施策の実施には複合的な連携が必要である。明らかになつたホームレスのニーズは、肉体的問題、精神的問題、様々な依存症、生活技術の欠如などを含む複合した問題である。このようにホームレスの抱える問題が多岐に渡るため、多分野の連携が必要である。支援策の実施主体も自治体だけでなく、支援団体やボランティア団体、民間機関など多岐に渡る組織がそれぞれの特徴を生かす必要がある。マルティ・エージェンシー・フォーラムを設立し、そうした要請に応えようとしている。更に第四に問題対応の迅速性が必要である。マルティ・エージェンシー・フォーラムは、問題対応の迅速性に難点があり、それをプロジェクト・マネージャーなどの採用によりカバーしようとしている。責任や情報の集まるポイントを明確にすることによって、問題対応へ迅速性を確保しようとしている。支援されるべき人々にとって、情報が地域に分散し、アクセスしやすくなっていることがポイントである。一方、施策を実施する側からは、資源や支

援されるべき人々の情報が一ヶ所に集まる「集中」が好ましい。この「集中」と「分散」というジレンマの解決もプロジェクト・マネージャーが現場を迅速に動くことによって達成できる。第五に常に効果的な施策を展開するために施策のイノベーションが必要である。施策の展開が、プロジェクト・マネージャーという個人に頼りすぎると、施策の功罪が個人的な資質に左右され、「運」になってしまふ。そうならないよう、戦略・計画、その成果の評価やモニタリングが重要である。

イギリスのホームレス政策の重点は、ギャップを埋めることからホームレスの予防に重点が移り、情報の提供や相談業務に力点が置かれようとしている。対処療法に終始するよりは、新たなホームレスを産まないようにすることや施策のギャップを把握し、施策の改善に役立てることは重要である。又、ホームレスを生み出している社会経済の構造的な問題をも注視しておく必要がある。

これからも社会経済・人口構造の変化が予想される。こうした変化をいち早く察知し、ギャップを埋めるホームレス対策の葛藤は続くであろう。

【参考文献】

- 厚生省社会援護局企画課〔2000〕「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書。http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html
- Alexander, K., [1998] *Homelessness Factfile 1998/99, Crisis.*
- Bevan, P., [2000] *Pilot Outreach Service to People Sleeping Rough in Newport September - November 2000.*
- Cardiff County Council, *Housing Strategy & Operational Plan 2001/2002-2003/2004.*
- Clapham, D. and Evans, A., [2000] 'Social exclusion: the case of homelessness' , Anderson, I., An Sim, D. (eds.) *Social Exclusion and Housing, context and Challenges*, pp. 81-92, The Chartered Institute of Housing.
- Department of the Environment, Transport and the Regions and Department of Social Security, [2000] *The Housing green paper Quality and Choice: A decent home for all.*
- Edgar, B., Doherty, J. and Mina Coull, A., [1999] *Services for homeless people*, The Policy Press.
- Evans, A., [1999] Rationing device or passport to social housing? The operation of the homelessness legislation in Britain in the 1990s, Hutson, S. and Clapham, D. (eds.) , *Homelessness: Public Policies and Private Troubles*, pp. 133-154,

Cassell.

Fitzpatrick, S., Kemp, P. and Klinker, S., [2000] *Single homelessness*, The Policy Press.

Housing Act 1996.

Hutson, S. and Clapham, D. (eds.) [1999] *Homelessness: Public policies and private troubles*, Cassell.

Hutson, S., [1999] 'A Decade of Youth Homelessness', Dunkerley, D. and Thomson, A. (eds.) *Wales Today*, pp. 165-181, University of Wales Press.

Newport County Borough, *Housing Strategy & Operational Plan 2000/2001 to 2002/2003*.

_____, *Newport Single Homeless Strategy (Draft) 2000/2003*.

The City and County of Swansea, *A Single Homelessness Strategy for the City and County of Swansea*.

_____, *Housing Strategy & Operational Plan 2000/01*.

_____, *Youth Homelessness Strategy*, April 2000 to April 2003.

The National Assembly for Wales [2000] *Code of Guidance for Local Authorities on Allocation of Accommodation and Homelessness Parts VI & VII of the Housing Act 1996, Draft consultation*.

The National Assembly for Wales [2000] *Rough Sleeping in Wales*.

_____[2000] *Tackling Homelessness and Rough Sleeping in Wales: A Consultation Papers*.

_____[2000] *Better Homes for People in Wales, The National Assembly for Wales' proposal for a National Housing Strategy*.

Rhondda Cynon Taff [1998] *Housing Strategy & Operational Plan Putting Communities First 2000/2003*.

Social Exclusion Unit [1998] *Rough Sleeping Report by the Social Exclusion Unit*.

_____[2001] *Preventing Social Exclusion*.

Wilcox, S., [2000] *Housing Finance Review 2000/2001*, The Chartered Institute of Housing and the Council of Mortgage Lenders.

The task group for the social services to the supporting people [2000] *The situation of social services*. http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html

3. ドイツ

第4章 ドイツにおけるホームレス対策 ——社会扶助法を中心に——

嵯峨 嘉子

はじめに

2001年8月末、国連における社会権規約委員会は、「社会権」をめぐる日本の状況について最終所見を提出した。委員会は、日本のホームレス問題に対し、とりわけ大阪・釜ヶ崎に多数のホームレスの人々がいること、加えて、政府がホームレス問題に対処する包括的な計画を何ら有していないことに懸念を示している。そして、政府によるホームレスの量や原因に関する調査の実施、生活保護法のような現存する制度の完全な適用を保障することを勧告している¹。

日本においては、90年代半ば以降、全国的主要都市で、野宿者に関する実態調査が相次いで実施され、その基本的属性や基本的ニーズが明らかになりつつある。しかし、対策面においては、国による「自立支援センター」事業などが始められたばかりであり、自立に至る総合的政策の実施が待たれている。

筆者らは、2000年9月に北ドイツ諸都市における現地ヒアリングを行い、ホームレス支援に関する行政担当者や民間支援者らと話をする機会を持った。日本の実情について、行旅死亡人や行旅病人が多いこと、そして、ホームレスが「路上に」放置されているというわれわれの説明に対し、彼らは、驚きの声をたびたび挙げた。とりわけ、われわれが持参した、ブルーシートが立ち並んだ写真は、少なくとも夜間は屋根のある場所で過ごすということが最優先の課題として実行されているドイツにおいては、信じがたいものであったと思われる。

近年のドイツにおけるホームレス支援の現状に関しては、すでに本誌6月号の中村健吾氏の論文²において、ドイツ全体におけるホームレス数の動向と概念の整理、そしてベルリン州を中心とした支援策について詳細な検討がなされている。そこで、本稿では、ドイツにおけるホームレス支援において、公的扶助法である連邦社会扶助法がその中心的役割を担っていることに注目し、最低生活保障制度である社会扶助法が、ホームレスといふいわ

¹ United Nations Economic and Social Council/Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Japan, 31/08/2001, E/C.12/1/Add.67(Unedited Version). ホームレスに関しては、第29及び56パラグラフで触れられている。

² 中村健吾「ドイツにおける『家なし』の現状と支援策-ベルリン州を中心にして-」『経済学雑誌』102巻1号、大阪市立大学経済学会、2001年6月。なお、中村氏は、「家なし *wohnungslos*」という語を用いているが、本稿では、同じ意味として「ホームレス」を用いることとする。なお、1970年代におけるドイツのホームレス施策については、庄谷怜子「西ドイツにおける貧困の一形態(1)(2)」『社会問題研究』29巻1・2号合併号、4号、1980年、が詳しい。

ば極貧の問題状況にどのように対処しているのか、その運用実態と課題について述べるとともに、日本におけるホームレス支援策を検討する手がかりを得ることを目的としている³。

1. 連邦社会扶助法の概要

(1) 連邦社会扶助法の基本原理

まず、はじめにドイツ連邦社会扶助法について概観したい。

ドイツ連邦社会扶助法（BSHG）は、1961年6月30日に公布され、1962年6月1日より施行されている。それまでは、戦後も引き続き、1924年「ライヒ保護義務令」と同年12月の「保護の要件、種類および程度に関するライヒ原則」に基づいて実施してきた。しかし、請求権が明記されていなかったことなどから、新たな公的扶助制度の確立が必要とされ、現行法の成立に至った。

連邦社会扶助法は、全152条から成り立っており、金銭給付を中心とする「生活扶助」（Hilfe zum Lebensunterhalt:HLU）と日本の福祉サービス法にあたる「特別扶助」（Hilfe in besondere Lebenslagen:HbL）の2種類の給付体系を用意している。この「特別扶助」は、「介護扶助」、「障害者統合扶助」など、11種類の扶助を含み、本稿の課題であるホームレスなどのための「特別な社会的困難を克服するための扶助」（72条）もこの一つに含まれる。

社会扶助法の目的は、法1条2項において、「扶助受給者が人間の尊厳にふさわしい生活を営むことができるようとする」、「扶助受給者ができるだけ扶助に依存しないで生活する能力を身につけさせるようにつとめるものとするが、その際、受給者もその能力に応じて協力しなければならない」と述べられている⁴。社会扶助法の主な基本原理としては、「社会扶助は、自分の生活は自分でやっていけるものや必要な援助を他の者、特に家族員や他の社会給付を行なうものから受けるものに対しては給付されない」とする社会扶助の後位性（法2条）がまず挙げられる。第二に、「個別性の原則」として「社会扶助の種類、方法及び程度は、個々の特性、とくに扶助受給者の一身上の状況、その者の需要の性質及び地域の事情に応じて定められる」ことを挙げている（法3条）。また、法3条aは、居宅扶助の優先として、「必要な扶助は、できる限り、营造物、ホーム又は同種の施設以外の場所で行なわれなければならない」と規定されている。

さらに、特筆すべきことは、社会扶助実施主体と民間社会福祉団体との関係について明文化されていることである。第10条において、「民間社会福祉との関係」（Verhältnis zur

³ 本稿は、平成12年度科学研究費補助金（基盤研究B1）、「EU諸国におけるホームレスの実態とその対応策についての研究」（研究代表者：大阪市立大学経済学部福原宏幸氏）の一環である、2000年9月に実施した現地調査に基づいている。

⁴ 小川政亮『(資料)ドイツ連邦共和国連邦社会扶助法』総合社会福祉研究所、1999年。本文中で使用した条文訳は、原則として、小川氏の訳に則った。

freien Wohlfahrtspflege) と題し、「社会扶助実施主体は、社会扶助の領域での民間社会福祉団体の活動に適切な援助を行なうこと」(10条3項)、「民間社会福祉が扶助を行なっているケースについては、社会扶助実施主体はその権限に属する措置の実施を控えることを要する」(10条4項) ことが定められている。

以下で、連邦社会扶助法と日本の生活保護法との共通点⁵、相違点について整理する。

共通点については、ドイツ社会扶助法の目的として先に挙げた「人間の尊厳にふさわしい生活」(1条2項) とは、日本の生活保護法での「健康で文化的な最低限度の生活」(3条) に対応する。また、「自立助長」や「個別性の原則」なども、どちらの制度にも共通して存在している。

最も重要であると思われる点としては、どちらの制度も、扶助の対象を年齢や稼働能力の有無によって排除しないとする、「一般扶助主義」を採用している点である。ホームレスは、住居を喪失しているというだけではなく、その多くが失業問題を同時に抱えている。日本においては、法律上は、「一般扶助主義」を採用しながらも、現場の運用では、稼働能力を有するホームレスに対して、「定まった住所がないこと」そして「稼働能力を有していること」という理由によって、適用対象から排除している自治体が依然として多い。日本と同様に「一般扶助主義」を採用するドイツにおいて、運用上、稼働能力を有するホームレスに対してどのように社会扶助が適用されているのかを見ることは興味深いものがある。

また、相違点としては、稼働能力を有する者に対する運用以外に、例えば、日本の生活保護法において、外国人については、短期滞在者を除く定住外国人のみに限定していること、しかもその場合も、法の準用にすぎない。それに対し、ドイツ社会扶助法では、ドイツ連邦共和国に事実上滞在する外国人について、扶助の種類は制限されるものの、法的請求権は認められている(120条)。

また、社会扶助法における「居宅扶助の優先」と同様に、日本の生活保護法においても居宅保護の優先(法30条)を定められているにもかかわらず、ホームレス数が最も多いとされる大阪市では、施設収容方式を探っている⁶。

その他、社会扶助主体の就労援助義務を定めた「就労扶助(Hilfe zur Arbeit)」は、生活保護制度のみならず、日本の失業保障政策全体にとって、学ぶべき点が多い。社会扶助法は、失業者に対して金銭給付を行なうと同時に、「就労扶助」によって就労そのものを失業者に提供している。失業の長期化によって、就労扶助の果たす役割が高まり、現在稼働能力のある扶助受給者100万人中20万人近くが就労扶助による仕事に従事している⁷。

⁵ 木下秀雄「最低生活保障における稼働能力活用義務と扶助支給制限-ドイツ連邦社会扶助法を手がかりとして」『賃金と社会保障』1270号、2000年。

⁶ 大阪市では、施設入所を決定した大阪市立更生相談所に対し、それを不服とした野宿者が居宅保護を求めた裁判が係属中である。

⁷ 布川日佐史「失業時生活保障システムと就労援助対策の改善課題」『総合社会福祉研究』16号、2000年3月。

(2) 社会扶助受給者の動向

1998年時点の生活扶助受給者は、290万3000人、生活扶助受給率は、3.5%（施設入所者除く）である（表1）。生活扶助のみの受給率を見ても、日本の保護率の約4倍である。いうまでもなく、日独における保護率の違いは、貧困量の違いではなく、制度が貧困層をどれだけカバーしているかという捕捉率の違いに起因している。生活扶助受給者数は、94年の亡命申請者給付法実施による減少があったものの、91年対比で、約1.4倍増となっていいる。武田⁸によると、増加の原因としては、失業を理由とするケースの増大が挙げられる（80年の10%から93年の30%に上昇）。

受給者の年齢構成（表2から再計）は、「40歳未満」が71.8%、「40～65歳」22.1%、「65歳以上」6.1%となっている。

特別扶助全体の受給者数は、137万8267人である。主な扶助を挙げると、「障害者統合扶助」49万4925人、「介護扶助」28万9299人となっている（表3）。

社会扶助費の動向を見ると、1980年から1990年にかけて、約2.3倍に増え、1995年まで、上昇傾向を示したものの、1996年には、はじめて低下している。これは、先にも触れた亡命申請者給付法や介護保険実施との関連、そして、自治体の経費削減政策の結果とみられている⁹。

2. ホームレス支援と連邦社会扶助法

(1) 「特別な社会的困難を克服するための扶助」（連邦社会扶助法72条）

a. 72条の基本的枠組

ドイツのホームレス支援策に関わる主な条文として、まず挙げなければならないのが、特別扶助の「特別な社会的困難を克服するための扶助」（72条）である。

措置の内容としては、「扶助には困難を回避し、排除し、または悪化を防止するために必要な一切の措置、とりわけ扶助を求める者とその家族に対する助言と人的支援、職業教育や職場の獲得・確保のための援助ならびに住居の確保や調達にあたっての諸措置」（72条2項）が含まれる。法的請求権を有する者として、「社会的困難のため特別な生活状況にあり」、「社会生活への参加が侵害されており」、「自力でこれらの困難を克服できない」者が挙げられている¹⁰。また、72条2項2文において、総合計画の策定が義務付けられ、4項で、社会扶助実施主体は、同種の任務を目的とする団体やその他の関係官署と協力して活動し、かつ、社会扶助とこれらの団体、官署の活動とが効果的に補うよう努めることが明記され

⁸ 武田公子「ドイツ自治体財政における社会扶助費問題」布川日佐史（研究代表者）『日独比較；雇用政策と生活保障政策の交錯-公的扶助における稼働能力の活用を中心に-』科研費国際学術研究報告書、1999年、136頁。

⁹ 武田、同上。

¹⁰ Schellhorn/Jirasek/Seipp, Das Bundessozialhilfegesetz, 15. Aufl., 1997, Rz. 7 zu § 72.

表1 生計扶助受給者数（1991～1998年）

年	生計扶助受給者数	うち		生計扶助受給者数	うち	
		施設内	施設外		施設内	施設外
	1000人			前年対比		
1991	2,129	93	2,036	×	×	×
1992	2,438	99	2,339	14	6	15
1993	2,529	79	2,450	4	-20	5
1994	2,308	51	2,258	-9	-36	-8
1995	2,555	40	2,516	11	-21	11
1996	2,717	29	2,689	6	-28	7
1997	2,919	26	2,893	7	-11	8
1998	2,903	24	2,879	-1	-6	0

1;扶助受給者は、20%の無作為抽出で算定される。

2;難民申請給付法のため、扶助受給者数が減少。

Quelle:Statistisches Bundesamt ,Sozialhilfestatistik.

ている。

72条給付には、金銭給付や現物給付も含まれているが、特に、「助言と人的支援」(Beratung und persönliche Unterstützung) というソーシャルワークの部分に力点が置かれているのが特徴である。72条給付は、一般の扶助では不十分な場合に、「補足的な給付」として提供されている。また、給付の方法として、第三者がこの人的支援を直接保障し、社会扶助給付主体が、それを補助するということも想定されている¹¹。

社会扶助法成立当初、第72～74条では、「非行者扶助」(Hilfe für Gefährdete) が規定されていた。しかし、連邦憲法裁判所により、「施設への強制収容」の規定が基本法に違反しているとの判決によって、1974年、扶助の名称が現行の名称に変更された。その後、1975年に「住宅の獲得と維持のための措置」、1996年に「職業教育や職場の獲得・確保のための援助」が挿入されるなど、いくつかの改正を伴いながら、現在の形となっている。

また、一般的に、社会扶助給付の種類には、義務的給付（「べき（Ist または Muß）給付」）、原則的給付（「ものとする（Soll）給付」）、任意給付（「できる（Kann）給付」）の3種類があるが¹²、72条給付は、義務的給付である。

1998年時点で、72条の受給者数は、26,003人、うち在宅が7,638人、施設が18,677人

¹¹ Schellhorn/Jirasek/Seipp, Rz.35 zu § 72.

¹² 田中耕太郎「社会扶助」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国社会保障④ドイツ』東大出版会、1999年、156頁。

表2 国籍別、性別、年齢別生計扶助受給者数（1998年）

	総計			ドイツ国籍			外国籍		
	総計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
7歳以下	478,326	245,770	232,556	374,859	191,939	182,920	103,467	53,831	49,636
7~11	247,540	127,286	120,254	189,285	96,845	92,440	58,255	30,441	27,814
11~15	212,546	108,925	103,621	162,505	82,651	79,854	50,041	26,274	23,767
15~18	134,773	67,635	67,138	100,381	49,703	50,678	34,392	17,932	16,460
18~21	112,926	45,523	67,403	87,470	33,886	53,584	25,456	11,637	13,819
21~25	162,291	56,790	105,501	125,500	41,594	83,906	36,791	15,196	21,595
25~30	227,112	81,770	145,342	165,892	54,199	111,693	61,220	27,571	33,649
30~40	492,647	187,032	305,615	380,603	133,760	246,843	112,044	53,272	58,772
40~50	311,609	141,662	169,947	245,015	110,326	134,689	66,594	31,336	35,258
50~60	220,091	102,411	117,680	168,503	78,508	89,995	51,588	23,903	27,685
60~65	104,965	47,325	57,640	77,839	33,628	44,211	27,126	13,697	13,429
65歳以上	174,496	50,143	124,353	136,890	33,361	103,529	37,606	16,782	20,824
総計	2,879,322	1,262,272	1,617,050	2,214,742	940,400	1,274,342	664,580	321,872	342,708
平均年齢	29.1	26.9	30.8	29.1	26.5	31.0	28.9	28.1	29.7

	社会扶助率(%)									
	7歳以下	8.6	8.6	8.5	7.7	7.7	7.7	14.7	14.9	14.5
7~11	6.7	6.7	6.6	5.7	5.7	5.7	14.4	14.6	14.2	
11~15	5.8	5.8	5.8	4.9	4.9	4.9	14.0	14.2	13.8	
15~18	4.9	4.8	5.0	4.0	3.9	4.2	12.2	12.0	12.4	
18~21	4.1	3.2	5.1	3.6	2.8	4.6	7.6	6.7	8.6	
21~25	4.5	3.1	6.0	4.2	2.7	5.7	6.3	5.1	7.6	
25~30	4.1	2.8	5.4	3.5	2.3	4.8	6.9	5.8	8.2	
30~40	3.5	2.6	4.5	3.0	2.1	4.0	7.6	6.3	9.4	
40~50	2.7	2.4	3.0	2.3	2.0	2.6	6.6	5.9	7.4	
50~60	2.1	2.0	2.3	1.8	1.7	1.9	6.8	5.5	8.5	
60~65	2.0	1.8	2.1	1.5	1.4	1.7	11.8	9.9	14.7	
65歳以上	1.3	1.0	1.5	1.1	0.7	1.3	12.7	11.3	14.1	
総計	3.5	3.2	3.8	3.0	2.6	3.3	9.1	8.2	10.2	

Quelle:Statistik Bundesamt, Sozialhilfestatistik.

表3 特別扶助受給者数(1998年)

扶助の種別	総数	施設外	施設内
特別扶助総数	1,378,267	769,322	678,242
生活基盤の構築又は確保のための扶助	1,005	1,005	-
予防的保健扶助	55,807	53,817	24,890
疾病扶助、妊娠時又は不妊手術時家族計画扶助	554,076	498,109	86,292
妊産婦扶助	2,007	1,261	1,007
介護扶助総数	289,299	85,387	204,882
内訳・在宅	85,387	85,387	-
そのうち			
介護手当(かなりの要介護者)	22,018	22,018	-
〃(重度の要介護者)	19,414	19,414	-
〃(最重度の要介護者)	14,776	14,776	-
その他の給付	41,924	41,924	-
通所施設	1,952	-	1,952
入所施設	203,238	-	203,238
盲人扶助	5,257	3,789	1,487
家政継続扶助	9,434	9,372	80
特別な社会的困難を克服するための扶助	26,003	7,638	18,677
老年扶助	12,028	8,042	4,007
その他の特別扶助	13,381	7,986	5,427
障害者社会統合扶助	494,925	126,736	372,260
そのうち			
医療、補装具、補助具	41,330	16,378	25,167
障害児療育措置	93,469	56,708	37,455
適切な学校教育のための扶助	44,349	7,171	37,243
職業教育、補習教育、職場を見つけるための扶助	5,701	2,183	3,528
障害者作業所での就労	165,354	-	165,354
依存症患者扶助	22,474	2,393	20,174
その他の社会統合扶助	178,868	44,631	135,395

-;報告なし、*;複数の扶助の受給者は、各扶助で算定

1;資料で判別できる範囲で重複したものを除く

Quelle:Statistisches Bundesamt ,Sozialhilfestatistik.

となっている。

b. 72 条施行規則の主な改正点（2001 年 1 月 24 日公布、同年 8 月 1 日発効）

72 条の施行規則は、長年、ドイツ公私扶助協会や BAG-WH¹³などのさまざまな団体によって、その改正が要求されていたが、2001 年 8 月 1 日、ようやく改正されることになった。旧施行規則は、適用対象の例示として、(1) 十分な住居のない人々 (Personen ohne ausreichende Unterkunft)、(2) 放浪者 (Landfahrer)、(3) 非定住者 (Nichtsesshafte)、(4) 刑余者 (Aus Freiheitsentziehung Entlassene)、(5) 非行青少年 (verhaltengestörten jungen Menschen) を挙げていた（旧施行規則 1 条 2 項）。特に、(3) の非定住者 (Nichtsesshafte) という用語が、ホームレスの状態を本人の自由意志によるものとする、ナチ時代からの差別的な意味を含んでいることから、長年、批判されてきた。さらにこの例示は、今日では、BSHG72 条による扶助を求める者の 50% までが分類されず¹⁴、今日的な問題状況に合致しなくなっていた。

新たな施行規則は、全部で 7 か条からなり、1 条「人的要件」では、上述のようなカテゴリー化が廃止され、「特別な社会的困難を伴った特別な生活状態にある人」という抽象的な表現にとどまっている。2 条「措置の種類と範囲」では、1 項で「自助を可能にする、社会生活への参加を可能にする、そして人間の尊厳に値する生活の保持を保障する」という目的が掲げられ、2 項において、措置は、特別な社会的困難を後々まで回避し、除去し、軽減あるいはその悪化を防止するために必要な、サービス給付、金銭給付、現物給付を含むが、特に、助言と人的支援のサービス給付は、自助への援助として、住宅の保持と入手の際に、職業教育の斡旋の際、職場の獲得と保障の際、並びに社会関係の構築と保持そして日常生活の形成の際に、優先することが明記されている。また、3 項では、総合計画の作成および継続の際は、扶助を求める者が参加することが明記され、これによって自己参加と自己責任の強化が規定されている。そして、総合計画は、扶助が目的にしたがって調整されているかどうか、再検査されなければならない。

5 項では、施設扶助に対する居宅扶助の優先が初めて規定された。施設扶助は、在宅扶助や通所では扶助が不十分な場合、期限を設けて認められる。その場合の女性保護施設は、避難所という特別な性格からこの規定に該当しない。

3 条「助言と人的支援」においては、ニーズを突き止めること、特別な生活状況並びに社会的困難の原因を確かめること、特別な生活状況と社会的困難の克服に関して考慮した措置や適した扶助を提供するとともに、支援組織について情報提供を行ない、措置の利用と有効性を促進することが必要とされている。また、支援は、必要な限りで、本人だけで

¹³ BAG-WH(Bundesarbeitsgemeinschaft Wohnungslosenhilfe); 1954 年に設立。ホームレス援助を行なう民間福祉団体、公的機関、実務担当者の連邦レベルにおける上部団体。

¹⁴ Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung,Begründung.

はなく、その家族にも及び、グループを単位としても実施されうるのも特徴的である。

4条「住宅の保持と入手」では、特に、助言と人的支援が必要であることが確認される。5条「職業教育、職場の獲得と保障」では、規則的な職業活動に従事し、稼働収入から自分と家族の生計費を負担するように、本人の能力を発展させることが明記されている。6条「社会関係の構築と保持と日常生活の形成に関する援助」では、他人との交際や、日常生活の積極的な形成を支援する措置などが挙げられている。

連邦参議院は、新たな規則の目標設定に賛同しているが、しかし、人的範囲が抽象的な記述になったことなどによって、計測不可能性と費用効果が生じることを確認し、コスト中立的な給付のためには、場合によって訂正が必要だという立場をとっている。それらの理由から、連邦参議院は、連邦政府に、2002年12月31日までに、新たな規則の実務上の効果、生じた費用効果とその原因に関する報告書を公表することを要請している¹⁵。

c. 72条による扶助の運用例

ドイツにおいては、実施されているホームレス支援メニューのほとんどが、72条を根拠に実施されているといつてもいい。72条の運用例を場面ごとに、いくつかの自治体の事例を紹介する。

施設の運営費用として

ベルリン州のホームレス対策については、本誌6月号の中村論文によって詳細な紹介がなされている。それにもあるように、ベルリン州では、事前の申請書類提出等を必要とせず、匿名で利用できる施設として、「敷居の低い“niedrigschwellig”施設」が用意されており、それらが、通常の扶助システムへのつなぎの役目を果たしている。アウトリーチ、昼間あるいは夜間の滞在施設などさまざまなメニューが民間支援団体によって運営されているが、その運営費用が72条を根拠に支出されている¹⁶。

就労支援として

ドイツ北部ビーレフェルト市にある民間支援団体ゲーバル Gebal¹⁷が行っている就労支援プログラムも、72条によって運営されている。この事業は、もともと、施設入所者が日中何か作業をするために施設内に作業所を設立したのが最初である。現在は、ノーマリゼ

¹⁵ Bundesrat, Drucksache 734/00 (Beschluss), 12.01.01.

¹⁶ なお、1999年以降、社会扶助法93a条3項の挿入により、1文で、「社会扶助主体は、施設と、給付の質確保や経済性について協定を締結することを定め、2文で質検査の結果は適切な形式で受給権者に通知されなければならないこと」が明記された（上田真理「ドイツ連邦社会扶助法における最低生活保障の法理－『ホームレス』を素材として－」福島大学行政社会学会『行政社会論集』12巻4号、2000年3月）。

¹⁷ 福祉の町として有名なベーテル(Bethel)が母体となっている。3.5平方kmの敷地内に、病院、福祉施設、学校、スーパー、郵便局などがあり、一般住民と福祉利用者などが混合して居住している。ホームレスのための入所施設もある。

ーションの観点から、施設と作業所とを分離し、利用者が通勤する形態を探っている。この事業の目的は、自動車部品の組み立てなどの単純作業に従事することによって、一般労働市場へ復帰の支援をすることにある。約 40 人が利用している。利用者の賃金は、原則として利潤から支払われるが、3 人の職員の人工費や営繕費等は、州 (Landschaftsverband) から、72 条を根拠に、利用者一人当たり 61 マルク（1 日）、日本円にして約 3400 円が補助されている。

在宅生活への支援として

フレンスブルク市¹⁸では、後に述べる社会扶助法 15 条 a を活用した予防的措置により、住宅喪失のおそれのある人の 9 割までホームレスの危険を回避することに成功している。

しかし、援助なしでは、再び住居を失ってしまう人がいることから、2 年前より、住居をたびたび喪失している人たちを対象に、ソーシャルワーカーが在宅訪問による同伴援助 Begleitetes Betreuung を実施している。1999 年 2 月時点で、10 ケースに対し実施されている。この事業は、民間福祉団体に委託されており、ソーシャルワーカーの人工費が 72 条によって支出されている。利用者 1 人当たり、1000 マルク（月）になる。

訪問援助の具体的な内容は、ケースバイケースであるが、毎日起床しているかどうかの確認や、自分で料理しているか、治療や服薬、洗濯など身の回りのことができているかチェックをする。

(2) ホームレスに対する生活扶助支給——「路上への社会扶助」——

例えば大阪市の場合、野宿者に対する生活保護制度の対応は、生活保護施設への入所や病院入院、あるいはアパート等を本人の自己努力により用意した人については居宅保護を開始することになる。路上で生活をし続ける人に対しては、交通費やパン等の軽食など、生活保護法以外の自治体独自の法外援護によって対応されるが、生活扶助費を現金で支給することは、ほとんどないといってよい。

それに対し、ドイツでは、路上生活者への現金支給も実施されている。例えば、Ruhstrat が実施したホームレスの収入源の調査 (Hessen-Studie) によると、340 人中、「規則的な収入なし」と回答した人は、76 人 (22.4%) で、残りの「規則的な収入あり」と回答した人の内訳は、「社会扶助」140 人 (41.2%)、「失業扶助」75 人 (22.1%)、「労働収入」24 人 (7.0%)、「年金」12 人 (3.5%)、「失業保険」6 人 (1.8%)、「その他」7 人 (2.0%) となっており、社会扶助が彼らの主な収入源になっていることが分かる¹⁹。

ただし、生活扶助の支給額と支給方法においては、問題が指摘されている。ミュンヘン

¹⁸ ドイツ最北端の都市。人口 88,000 人。ホームレス専門部局を有しており、70 年代よりホームレス問題に対処してきた。

¹⁹ Gillich, Stefan., Nieslony, Frank., Armut und Wohnungslosigkeit, Fortis, 2000, S. 90.

地域の福祉事務所職員に対する聞き取りによると、10の福祉事務所があれば、10通りの社会扶助支給があり、福祉事務所によって、日額5マルク～19マルクまでの差があり、1日あるいは1週間ごとに支給するかの違いがあった²⁰。生活扶助支給に関するいくつかの判断によると、①単身ホームレスであっても、生活扶助は通例、現物ではなく現金給付として支払われるべきである (BverwG Urteil vom 16.1.86)、②生活扶助給付の方法と額に関しての決定の際に、その土地出身ではないホームレスによって、負担超過を避ける考え方から左右されることは、違法である (BverwG)、③放浪者 Durchwanderer に対する生活扶助の給付は、原則的に、公益労働の遂行に左右されなければならない (VG Hannover Urteil vom 5.9.94) ことが確認されている²¹。注意しておきたいことは、ドイツで争われているこれらの事例は、額や支給方法をめぐる問題であり、日本のように、支給自体が認められないということではないことである。いうまでもなく、住宅を欠落させたまでの現金支給については、彼らを路上生活に押しとどめ、問題の根本的な解決になっていないのではないかという批判が当然ありうる。最終的な到達目標としては、確かに積極的な評価は難しいが、しかし、ここでは、ホームレスが利用しうる「多様な選択肢」を用意していることが重要であり、彼らがこうした行政サービスを利用する過程で、福祉行政機関や福祉団体との信頼関係を構築し、通常の扶助システムにつながる可能性を内包しているという点において評価したい。

(3) 社会扶助法実施の際の管轄権について

一般的に、在宅での扶助に対して管轄権を有するのは、扶助受給者が事実滞在している地域の実施主体 (örtliche Träger)²²である (法 97 条 1 項)。この場合、「事実滞在している」とは、「純粹に物理的にそこにいることが決定的であって、必要な届出をしているか否か、滞在が恒常的か一時的か、合法か違法か」ということは関係はない²³。施設入所に際しては、入所の時点で、または入所前 2 ヶ月間のうち最後の通常の居所を持つている地域の社会扶助実施者が地域的に管轄権を有する (法 97 条 2 項)。それに対して、72 条による特別な社会的困難を克服するための扶助が、通所施設、あるいは入所施設において実施される場合は、広域扶助実施主体 (überörtliche Träger) が管轄権を有する (法 100 条 1 項 5 号)。広域実施主体 (überörtliche Träger) とは、各州が定めることとされており (法 96 条 2 項)、多くは、州自体を広域実施主体として定めているが、5 つの州においては、独自

²⁰ Lippert/Simon, Wohnungslosenhilfe und Recht –zur Reform des Bundessozialhilfegesetzes–, in Simon, Titus., Hrsg, Standards in der Wohnungslosenhilfe Ergebnisse einer bundesweiten Untersuchung, VHS Vertrag Sozialhilfe, 1996, S.119.

²¹ Lippert/Simon, a.a.O., S.121.

²² 地域実施主体 (örtliche Träger) とは、郡に属さない市 (kreisfreie Stadt) と郡 (Landkreis) である (法 96 条 1 項)。

²³ 田中耕太郎「社会扶助」、古瀬・塩野谷、前掲書、160 頁。

につくった連合体を広域実施主体としている²⁴。

以上をまとめると、同一の 72 条給付であっても、在宅で実施される場合と施設で実施される場合によって、自治体と州の管轄権が異なる結果になっている。また、住居喪失に対し、治安に関する秩序法 (Ordnungsrecht、州ごとに制定される) によって対処する場合は、自治体に宿泊場所の提供義務が発生するため、根拠を社会扶助法に置くのか、あるいは秩序法に置くのかによっても管轄権が異なり、(とりわけ単身ホームレスの場合に) 現場では管轄権をめぐってしばしば争いが生じている²⁵。ベーテルが運営するホームレス入所施設で働くソーシャルワーカー、レッカーフ氏 Frau Halina Reker からのヒアリングによると、入所前に最後に住んでいた通常の居所があった地域が管轄権を有していることを理由に、州²⁶から費用負担を拒否される事例も存在するという（この場合、居宅扶助の優先原則（法 3 条 a）によって、なぜ在宅扶助をしなかったのかということも問題になりうる）。

これらの問題は、長年、BAG-WH や支援団体によって、改善が要求されてきた。72 条施行規則改正にともなって、「特別な社会的困難を克服するための扶助」の統一的管轄権をつくるために、社会扶助法と秩序法に関する州施行法改正が連邦州に求められている。

(4) 予防的措置としての家賃肩代わり措置

——「特別な場合の生活扶助」（法 15 条 a）²⁷——

近年、ドイツにおいて予防的措置として活用されているのが、「特別な場合の生活扶助」15 条 a による家賃の肩代わり措置である。15 条 a1 項 1 文において、「前条までの規定では、生活扶助ができない場合でも、住居を確保し、または相当の窮状を除去するため妥当なときには、生活扶助を行うことができる」とされている。これは、任意給付（「できる（Kann）給付」）であるが、1996 年社会扶助改正法によって挿入された 1 項 2 文「それが妥当かつ必要であり、生活扶助を行わなければ住居を失うおそれがある時は、生活扶助を行うことを要する」が原則的給付（「ものとする（Soll）給付」）であることから、これが満たされ

²⁴ 前掲、159 頁。

²⁵ Lippert/Simon,a.a.O.,S.102.

²⁶ ノルトライン・ヴェストファーレン州では、ラインラント地域連合 (Landschaftsverband Rheinland) とヴェストファーレン・リッペ地域連合 (Landschaftsverband Westfalen-Lippe) の 2 つに分け、それぞれを広域実施主体に定めている。ベーテルが位置するビーレフェルト市は、後者の管轄となる。

²⁷ 「特別な場合の生活扶助」連邦社会扶助法 15 条 a

(1) 前条までの規定では生活扶助ができない場合でも、住居を確保したまま相当の窮状を除去するため妥当なときには、生活扶助を行なうことができる。それが妥当かつ必要であり、生活扶助を行なわなければ住居を失うおそれがある時は、生活扶助を行なうことを要する。扶助を求めている者に扶助費を交付したのでは目的に合致した使用が保障されない時には、第 1 文による扶助費は貸貸人又は他の受給資格者に支払うことを要する。この場合、金銭給付は手当として、または貸付として行なうことができる。

(2) 民法典第 554 条による賃貸借関係の解約告知の場合で住居明け渡しを求める訴えが裁判所に係属している時には、裁判所は、第 1 項で定める任務についての配慮を求めるため、遅滞なく管轄地域社会扶助実施者又はその任務を受けた機関に下記の事項について通報する。（略）